

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づく等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表（一）

（平成30年4月1日現在）

等級	標準的な職務	合計		職制度の段階		
		(人)	(%)	(人)	(%)	段階
1級	定期的な業務を行う主事又は技師の職務	50	14.8	111	32.9	係員級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	61	18.1			
3級	2 主任主事又は主任技師の職務	40	11.9	40	11.9	主任級
	1 主査又は技査の職務	53	15.7	66	19.6	主査級
4級	2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査又は技査の職務	13	3.9			
		1 係長の職務	39	11.6	71	21.0
5級	主幹又は技幹の職務	32	9.4			
6級	1 会計管理者、課長、議会事務局次長及び副参事の職務	36	10.7	39	11.6	課長級
	2 南城市行政組織規則(平成18年南城市規則第4号)第3条に規定する組織の長の職務	3	0.9			
7級	部長、議会事務局長、政策調整監及び参事の職務	10	3.0	10	3.0	部長級
合計		337	100.0			